

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○池田和貴君 自民党・天草市郡選出の池田和貴でございます。

本日は、一般質問のトップバッターを兼ねて、私のほうから質問させていただきます。自民党県議団では、私の後に橋口県議、南部県議、坂梨県議、高島県議、そして最後に中村県議と質問させていただきます。様々な課題がありますが、自民党県議団としてそれぞれの立場で質問を用意しておりますので、ぜひ皆様方にはよろしくようお願い申し上げたいと思います。

では、早速、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、この定例県議会の冒頭に所信を表明していただきました越猪教育長の本県教育にかける意気込みについてお尋ねをさせていただきます。

教育を取り巻く環境は、少子化、人口減少や都市部への人口集中による地域間格差、世界的なグローバル化、急激な技術革新などにより大きく変化をしています。また、いじめや不登校、県立高校の定員割れ、教員不足、情報化や働き方改革など、学校現場は様々な課題を抱えています。

木村知事は、県行政の一番大事なことは教育と福祉と発言をされ、くまもと新時代共創基本方針においても、取組の基本的方向性の1点目として「こどもたちが笑顔で育つ熊本」を掲げられ、質の高い教育や未来を担う人材の育成に取り組むこととされています。

そのような中、本年3月19日に、2月定例県議会で選任同意された越猪浩樹氏が、4月25日に熊本県教育長に就任をされました。教員出身の教育長は、17年ぶり、3人目ということもあり、この人事は大きな注目を集めました。

地元メディアの報道によると、木村知事は、知事選の公約で世界に通用する質の高い教育の実現を掲げており、教員としての経験が豊富で、官民双方の教育界に精通した専門家として越猪氏が起用されたと伝えられています。

現在、県内の教育現場では、いじめや不登校、県立高校の魅力向上など、課題が山積をしています。加えて、国において、高校授業料無償化や公立高校入試の併願検討などが進められ、今後状況を見極めながら対応していく必要があります。

私の地元天草について言うと、高校授業料無償化により域外の私立高校への進学者が増え、地元県立高校への志願者がさらに減ることでの影響を心配する声が多くあります。

このように、教育を取り巻く環境が大きく変化をし、学校現場が様々な課題を抱える中、本県の教育の現状をどのように捉え、今後、高校授業料無償化への対応も含めて、どのように教育行政を推進するのか、元県立高校の教師として教育現場に携わってこられた越猪教育長の意気込みをお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) おはようございます。

私は、県立高校の教師や県教育委員会事務局の職員として、また、民間の教育機関の立場から、これまで、子供たちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、一人一人が夢や希望を実現できるよう、力を注いでまいりました。

熊本で学んだ子供たちが多方面で日々活躍し、未来を切り開いていく姿を見て、教育が果たす役割は非常に大きいと感じております。

一方で、少子化による児童生徒の減少、県立高校のさらなる魅力化、いじめ問題や不登校児童生徒の増加、教職員の確保、学校の働き方改革への対応など、教育現場が直面する課題は複雑かつ多岐にわたっています。

また、グローバル化の進展やT SMCの進出に伴う教育環境整備、教育D Xの推進など、新たな課題への対応も必要となっております。

さらに、本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨といった未曾有の困難に見舞われ、復旧、復興を進めながら、子供たちの可能性を広げる教育環境づくりも重要だと認識しております。

このように、急速に変化する社会情勢に応じた多くの課題に直面している本県教育環境の実情を目の当たりにし、教育長という職責の重さに、改めて身が引き締まる思いでございます。

また、高校授業料無償化を踏まえた県立高校の在り方の検討も重要な課題だと考えております。

今回の高校授業料無償化については、県立、私立を問わず、多くの生徒にとって希望する高校への進学がより可能となるなど、教育の機会均等には寄与するものと考えています。

しかしながら、先行して無償化に取り組まれている東京都や大阪府の事例では、私立高校への進学希望者が増加する動きが強まっており、本県でも、特に熊本市外の県立高校にとっては、定員割れに拍車がかかり、さらに厳しい事態になるのではないかと懸念しております。

そこで、本県においても、私立高校とも募集定員を含め十分に協議を行う必要があると考えており、先月には、私立高校の校長が集まる会合において、その趣旨等について説明を行ったところでございます。

また、スクールバスや施設、設備面が充実している私立高校に対し、県立高校の教育環境整備の充実を図るため、国の施策等に関する提案、要望として、通学支援や寮、下宿等の整備、専門高校の産業教育設備の更新、さらには少人数学級制度導入への国の財政措置についても、先般要望を行いました。引き続き、様々な機会を捉え、国への要望を続けてまいります。

現在、県教育委員会では、県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、10年後を見据えた県立高校の在り方について、地域の皆様の意見も伺いながら、地元の県立高校に行きたい生徒が増えるよう、地域と一体となって魅力化の検討を進めているところです。

県では、第4期熊本県教育振興基本計画に基づき、安全、安心に過ごせる学校づくりや魅力ある学校づくりなど、関係機関と連携しながら様々な取組を進めています。

今後、このような取組を充実するとともに、私の経験を生かし、熊本の子供たちが自らの可能性を広げ、未来を切り開くことができるよう、全力で取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 越猪教育長のほうからは、本県の教育の現状についてもお話をいただきましたし、授業料無償化への対応も、様々私立高校の皆さん方と話をしたりとか、国のほうへ支援を求めたりとかやられているということが分かりました。

ただ、学校を選ぶというのは、いわゆる——誰も別の人が選ぶわけではなくて、やっぱり行く生徒さんが自分で選ぶというのが基本になってくるので、これは誰もそこに——まあ、周りいろいろですね、環境によって話合いがあるかというふうに思いますが、ですから、子供さんがやっぱり行きたいというふうを選ぶような学校をつくるというのが当然のことなんだろうというふうに思っております。

そういった意味では、いわゆる県立高校の施設を充実するというのは、非常に大切なことでございますので、これにはなかなか予算もつきにくい現状もあるかと思いますが、ぜひ迅速に対応していただきたいというふうに思っております。

ちょっとアメリカの例を引きますが、先日のテレビで言っておりました。AIが進んだアメリカでは、高校への進学でやっぱり実業系を選ぶ子供さんたちが増えてきているということ、で、高校を卒業して、その後の大学も、いわゆるその実業系の大学、そういった現場で働くようなところを選択する人たちが増えてきているということでございます。

そういった流れは、もしかしたら日本にも来るかもしれませんので、県立高校が持つその実業高校の施設の充実というのは、これは大変重要なことになるかもしれません。ぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

それと、現場出身の教育長ということでございます。第4期熊本県教育振興基本計画に基づいてこれからやっていかれると思うんですが、現場でやられていたので、この計画を実行するときと現場との中で、計画はこうなんだよ、本当はこうしたほうがいいんじゃないかというような場面もたくさんあったんじゃないかと思うんですね。そういったところを臨機応変にやれるというのも、これはトップならではのいうふうに思います。そういった意味では、現場で思ったことを、ぜひこの県行政の中でうまく融合していけるように頑張っていたきたいというふうに思っております。応援をしておりますので、ぜひ頑張ってください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、消費者行政の推進について。

来年度の予算確保次第では、今までやってきた消費者行政が大変なことになるという、そういう危機感の中で知事に答弁を求めたいと思っております。

消費者白書など2024年6月に公表された情報では、2023年のSNS関連の相談件数が過去最多の8万件となり、それに伴う推計被害者総額は8.8兆円で過去最高になったと報じられています。また、消費者庁の令和6年版消費者白書によると、2023年の消費生活相談件数は90万件にも上ると言われています。

本県の令和6年度の相談件数は1万6,000件を超え、ここ数年増加傾向にあります。消費者の安全、

安心のため、住民に身近な市町村の消費相談体制の確保は、ますます重要となっております。

その中で、消費生活相談員の人件費等に活用するために措置されていた国の地方消費者行政強化交付金の推進事業分については、全国の多くの自治体において、令和7年度、今年度に交付金の交付が完了します。

本県においても、これまで多くの自治体で交付金の交付が完了し、令和7年度には7自治体が活用期限を迎え、交付金交付が終わるなど、ほとんどの自治体が消費相談窓口の予算確保に苦勞する事態となります。

本年2月定例県議会において、熊本県弁護士会と適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとによる、このような状況を改善するための交付金等の地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める請願を採択し、国へ意見書を提出いたしました。

4月には、請願紹介議員である自民党県議団の藤川県議、橋口県議、南部県議、そして私、池田の4県議で、自民党の消費者問題調査会会長の船田元代議員、県選出国會議員、消費者庁、財務省に対し、意見書の要望を達成すべく、要望活動を行ってまいりました。

その後、自民党政務調査会において、本県の消費者行政の現状、課題についてのヒアリングが行われ、5月には、地方消費者行政の体制整備を最重要政策課題の一つとして、自民党政務調査会から政府への提言が行われたところであります。また、6月5日には、衆院の消費者問題に関する特別委員会で、地方消費者行政の充実強化の決議が全会一致で行われたところです。

消費者被害の防止、救済のためには、住民に身近な市町村の相談体制の確保は不可欠であり、決して後退させてはいけないものだと考え、県議会として行動を取ってまいりました。

そこで、県として消費生活相談体制の確保についてどのように考えておられるのかを伺います。

次に、消費者行政の大きな課題の一つに多重債務問題があります。

近年、県内では、生活困窮にまで陥る多重債務問題の相談が増加をしております。

県では、多重債務をはじめとした消費生活上の様々な課題を抱えた方々を対象に、消費者自立のための生活再生総合支援事業を実施しておりますが、この財源となっている国の交付金も、令和7年度で措置されなくなります。この事業についても、来年度以降の継続を求め、今議会に熊本県弁護士会から請願が提出されています。

私自身、消費者自立のための生活再生総合支援事業については、平成21年11月定例会において、多重債務者に対するセーフティーネット貸付制度の創設を提案するなど、創設時より関わっており、本県の多重債務になった方の生活再建のために、なくすわけにはいかない事業だと考えております。

先日、本事業を委託されているグリーンコープ熊本の相談現場に足を運び、相談員の方々から現状を聞かせていただきました。

支援を受けた方からは、勇気を出して相談してよかった、命が繋がったなどの感謝の声が多数寄せられていると伺いました。また、生活資金融資後の丁寧な生活相談と伴走支援により、債務不履行がほとんどなく、資金を借りた人の多くが自力で生活再建ができたとの報告には、うれしい驚きでありまし

た。

このように、この事業が果たす役割、効果は大きく、今後も継続すべき事業だと思いますが、県としていかがお考えでしょうか。

以上、消費生活相談体制の確保や多重債務問題をはじめとする今後の消費者行政の推進に県としてどのように取り組んでいくのか、木村知事に御答弁をお願いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 消費者行政の推進についてお答え申し上げます。

まず、消費生活相談体制の確保につきまして、県では、国の交付金を活用し、全市町村に消費生活相談窓口を設置し、体制の充実を図ってまいりました。県及び市町村の相談業務による被害救済額は、令和6年の1年間で約4億5,000万円に上るなど、着実に成果を上げていると考えております。

一方で、近年の高齢化の進行やデジタル化の進展などによりまして、相談内容も複雑かつ多様化しております。県内でも、高齢者からの相談の割合が約43%と高く、また、分野別でいけば、インターネット通信販売に関する相談が約25%を占めているところでございます。

このような状況を踏まえ、今後も住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、相談体制の確保、特に住民に身近な市町村における相談体制を引き続き充実していくことが非常に重要であると考えております。

次に、多重債務者対策については、県では、多重債務者対策協議会の各団体と連携の下、無料相談会や研修会などを行ってまいりました。

国の交付金を活用した多重債務者等への生活再生総合支援事業では、相談者に寄り添った家計の見直しの助言であるとか、債務整理に関する法律相談など、伴走型の支援を行っております。

平成22年度の事業開始当初からの債務整理額などは合計で約93億円に上るなど、相談者の生活再生に効果を上げており、多重債務者対策として大きな役割を担っていると認識しております。

議員御指摘のとおり、国の交付金が活用期限を迎えることで、これまで築いてきた消費生活相談体制や多重債務者の救済が大きく後退されることを大変危惧しているところでございます。

国は、今年3月に策定した第5期消費者基本計画の中で、交付金の活用期限が到来する中、自治体の行政サービスの水準が低下することのないよう、適切な対策を講ずると定めております。

県としても、地方消費者行政の充実強化のために、安定かつ恒久的な財源の確保について、従来から国への要望を行ってまいりました。

議員御指摘いただきました先ほどの本年2月の本議会での請願採択、また、4月に県議の皆様が行っていただきました要望活動も踏まえまして、私も、議長とともに、今月3日、伊東消費者行政担当大臣に面会して要望を行ってきたところでございます。

今後も、消費生活相談体制の確保、多重債務者対策はもとより、高齢者などの被害防止のための見守り活動とか幅広い世代への消費者教育、消費者トラブルに関する周知啓発など、市町村、関係団体と連携し、消費者行政の推進にしっかりと取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 知事におかれましては、6月3日に大臣のほうに高野議長と共々要望に行っていたと。ありがとうございます。お世話になりました。

県も、この件には、要望を国のほうにも出されておりますし、我々と同じような形で動いてきていただいているというふうに思っております。

この消費者行政のこの件についても、これは、我々自民党県議団は、チーム熊本としての動きだというふうに私は思っていて、選出の国会議員の先生方とも相談しながらやっていっております。

先生方からいただいたアドバイスについては、この6月、多分明日正式発表になるんですが、骨太の方針、ここに方針が盛り込まれることによって来年度予算については確実性が増すということで、やっぱりこの骨太の方針に書き込まれるために活動したほうがいいというアドバイスの下に、今までやってきたところでございます。

そういった意味では、内々——これは当然書き込まれるべきものだというふうに思っておりますので、ぜひ知事におかれましては、来年度予算にこれからきちんと我々が要求した金額が反映できるように頑張ってくださいというふうに思っております。

あとは国から——1つの問題は、多重債務者生活再生支援事業です。これは、熊本県が47都道府県で独自でやっていて、非常に評価の高い事業でして、これは国から予算が取れなかった場合、県がじゃあ自らのお金でやるかどうかという、県の覚悟を実は試されている事業でございます。

この県の事業を実際にやられているのは、グリーンコープ熊本さんなんですね。グリーンコープ熊本さんがやられていたこの生活再生支援のための、組合員さんのための事業が非常にすばらしかったので、これを県全体の方々が受けてもらえるように、県が予算を出して今は委託をさせていただいているということになります。

今、この相談の約95%は、そのグリーンコープ熊本さんの組合員さんではなくて、県民の方が使われているという事業でございます。本当に、グリーンコープ熊本さんと県と、そして、それを支える弁護士会と、こういったのが一致して全国でも誇れるような事業ができていますのでございますので、県としては、ぜひ——消費者庁から、行ったときにも言われました。熊本県はよくやられているところの本当先頭バッターですということを言われていましたので、ぜひ県としては予算を獲得するように頑張ってくださいたいし、できなくても、これが継続できるように、知事として頑張ってくださいたいというふうに思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

八代海の赤潮対策についてであります。

政府の報告によると、日本は食料自給率が低い国で、多くの水産物を海外からの輸入に頼っています。

こうした状況で、魚類養殖は、国内での水産物生産を増やし、国際情勢の変化や異常気象などで輸入が不安定になるリスクを減らすため、非常に重要な役割を担っています。特に、日本人が食事から取る

たんぱく質の約４割は水産物に由来しており、水産物が安定して手に入ることは、国の食料安全保障にとって極めて重要であります。

それでは、熊本県養殖業の現状と全国での位置づけを令和5年農林水産統計で見てください。

一般海面漁業と海面養殖業を合わせた生産量は全国18位の6万242トン、産出額は全国11位の435億8,400万円です。特に、魚類やノリなどの海面養殖業は、収穫量4万7,864トンで全国7位、産出額381億1,500万円と全国5位と、全国的に見ても非常に高い生産力を誇ります。その中でも魚類養殖は、生産量1万5,228トン、生産額167億3,300万円を占めています。

また、熊本県の養殖魚は、海外へも積極的に輸出をされています。令和5年の熊本県の調べによると、水産物の輸出額は29億2,200万円に達し、これは、熊本県全体の農林水産物輸出額の23.9%を占めています。主な輸出先は、韓国や台湾などのアジアに54.2%、北米に44.4%です。これらの数字が示すように、熊本県の養殖業は、県の水産業を支える重要な柱の一つであります。

しかし、熊本県の魚類養殖業は、昨年まで過去４年連続で赤潮被害を受けており、大変厳しい状況が続いています。

令和３年度からの被害総額は50億8,000万円に上り、令和６年度も、被害尾数66万尾、金額で14億8,000万円の被害がありました。

去年は、木村知事も赤潮被害現場に赴き、直接養殖業者から現状を聞き取っていただいたこと、また、国と連携して迅速に支援策をまとめていただいたことで、養殖業者の皆さん方からは感謝の声が上がりましたが、4年連続の赤潮被害は、全ての養殖事業者に暗い影を落としていることは間違いがありません。県内の養殖事業者の事業継続に向けての意欲はどうか、心配をしています。

木村知事は、くまもと新時代共創総合戦略において、国に対し「有害赤潮の発生メカニズムの解明などを求めつつ、有害赤潮の早期発見、迅速な情報共有体制の構築とともに、関係機関と連携した防除技術開発などに取り組み、環境変化に強い養殖業の確立を推進します」と、養殖業も取り上げていただいております。

ここでお尋ねです。

さあ、今年も有害赤潮の発生を心配する時期となりました。県としては、これまでの経験も踏まえ、どのように対応していかれるのか、中島農林水産部長に御答弁をお願いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 八代海の赤潮対策についてお答えします。

県では、国の補正予算を最大限に活用して、関係市町や県海水養殖漁協、養殖業者の皆様と連携し、本県水産業における喫緊かつ最重要課題である八代海の赤潮対策に全力を挙げて取り組んでおります。

まず、有害赤潮が発生しにくい漁場環境を整備するため、魚類養殖場周辺の海底耕うん、底質改良材や珪藻プランクトンの散布による有害赤潮の発生抑制の実証に取り組んできました。

これらの取組に加え、今年度は、カキ殻を活用した底質改善や、魚類養殖場においてマガキが有害プランクトンを食べることによる赤潮被害軽減効果の実証に取り組んでおります。

また、養殖業者が有害赤潮を早期に発見し、赤潮駆除剤の散布や餌止めなどの対策を迅速に実施できるよう、8か所で行っている水温、塩分等の連続観測結果をインターネットで公表するとともに、関係者による赤潮モニタリング調査の結果をSNSにより共有しています。

これらの取組に加え、今年度は、気象条件などの様々な要因をAI技術で解析し、有害赤潮の増殖を予測するシステム開発に着手しました。

さらに、有害赤潮による漁業被害を最小化するため、赤潮駆除剤の効果的な使用方法を普及させるとともに、養殖業者が行う底枠や足し網の整備に加え、今年度は、大型生けすの整備や赤潮被害の少ない新規漁場の開拓に向けた環境調査についても支援しております。

あわせて、今定例会には、県海水養殖漁協が牛深地区で行う、赤潮発生時に避難した生けすもつなぐことができる係留施設の整備を支援するため、必要な予算を提案しているところです。

これらの取組に加え、本県の赤潮対策を加速するため、今年4月には、国の研究機関で長年赤潮研究の最前線で活躍されておられました板倉博士を招聘するとともに、水産研究センター内に赤潮対策プロジェクトチームを発足させました。

板倉博士の優れた知識や豊富な経験に加え、これまでの人脈を生かして国の研究機関や大学とも連携し、本県の赤潮研究や赤潮対策の高度化にチーム一丸となって取り組みます。

今後とも、養殖業者の皆様の希望の灯が消えないよう、持続可能な養殖業の実現に向けて、関係者との連携をより一層強化し、八代海の赤潮対策に着実に取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 中島部長から、この定例会で牛深地区のほうに避難した生けすもつなぐことができる係留施設の整備をする予算も提案していただいたということで御報告いただきまして、本当にありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいていることに感謝したいと思います。

何しろ、こういったものは初動が大事だというふうに思います。やはり早く見つけて、早く行動を起こす。で、早く見つけるのを、今、船とかで

——まあ、あの広い海は続いているんですけども、これは、ドローンですとか飛行機とか、空から定期的に見るようなそういったことも今考えられているようでございますので、そういった技術も活用しながら、なるべく早く海の変化を察知して、専門家でそれを対策をするというようなことをやっていただきたいと思います。

ただ、漁業関係者の方に聞くと、それは周りの人たちの協力も大切なんですけど、やはり体制もですね、人が足りないという話もよく現場では聞いておりますので、そういった人が足りないところに対する手当ても、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思っております。期待しております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

天草キリシタン文化の評価と活用についてお尋ねをいたします。

天草キリシタン文化が育んだ類いまれな歴史についてお尋ねをいたします。

まず、スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、天草と日本におけるキリスト教の歴史年表であります。

天草にキリスト教が伝わったのは、今から450年以上前の1566年、室町時代末期のことです。天草下島北部を治めていた天草五人衆の一人、志岐氏がポルトガル人宣教師ルイス・デ・アルメイダを招いたのが始まりとされています。その後、天草のキリシタン文化は以下のような歴史をたどります。

キリスト教伝来期、日本で言う戦国時代、キリスト教が伝えられた時期であります。キリシタンの繁栄期、これは安土桃山時代、キリシタン文化が大きく花開いた時期になります。また、キリシタン禁教期、これは江戸時代の初期です。キリスト教が厳しく禁じられたときになります。その後、潜伏期、これは江戸時代の中期以降になりますが、信仰を隠して守り抜いた時期で、これが世界文化遺産、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の対象になった時期となります。復活期が明治時代で、キリスト教が再び日本で認められ、信仰が表に出た時期であります。

私は、世界文化遺産にも選定された江戸時代の潜伏期において、天草のキリスト教徒が、約250年もの長きにわたりひそかに信仰を継承し、独自の文化を育んでいた歴史を大変誇りに思っています。同時に、キリスト教が伝来し、大いに栄えた伝来期から繁栄期の歴史もまた、日本において類いまれなものであると考えております。

次に、キリシタン繁栄期の天草は、キリシタン文化の黄金期を象徴する場所だったということについて述べさせていただきます。

熊本県が作成した天草のキリスト教関連遺産ガイドブックには、天草のキリスト教繁栄期の様子が詳細に記されております。

当時の天草を治めていた天草五人衆がキリスト教に改宗したことで、最盛期には島民の8割がキリシタンであったとされています。さらに、日本全国の宣教師が集まる宣教師会議が天草で開催され、南蛮美術学校画学舎が天草に開かれるなど、天草がキリシタン文化の中心地であったことが紹介をされています。

ガイドブックを読み進めると、宣教師育成のための高等教育機関であるコレジヨが設置をされ、1591年に島原から天草に移設されたことが分かります。これにより、九州各地から優秀な若者たちが宣教師になるために天草に集いました。

コレジヨでは、将来のキリシタン指導者や聖職者を育成するための神学、宗教学、哲学、自然科学、ラテン語など、当時のヨーロッパでの最高水準と同等の教育が行われていたのです。

コレジヨは、もともと1581年に大分、豊後の国府内に設置をされた後、1590年に島原、そして1591年に天草へと移転をし、天草コレジヨとなりました。

天草コレジヨには、ローマから帰国をした天正遣欧少年使節の4人、伊東マンショ、千々石ミゲル、中浦ジュリアン、原マルチノが入学をしました。彼らは、ヨーロッパでの経験と知識を日本の学生たちに伝え、また、天正遣欧少年使節が持ち帰ったグーテンベルクの活版印刷機で多くのキリシタン版の書籍が刊行されました。特に、日本の平仮名、片仮名、漢字を組み合わせる活字化したものは天草本として有名です。平家物語やイソップ物語の日本語訳などが代表的で、これは、日本の出版文化史において

画期的な出来事であったと言われています。

つまり、天草コレジヨが存在した時期の天草は、キリスト教文化が非常に栄え、日本のキリシタン文化の一大中心地であり、先進的な学術と文化が融合した、まさにキリシタン黄金期を象徴する場所であったと私は考えています。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

天草のキリスト教伝来期からキリシタン繁栄期の歴史、そして天草コレジヨについては、世界文化遺産である潜伏期にも劣らない歴史だと思うのですが、県としてどのように評価しておられるのでしょうか。教育長から御答弁をお願いいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 天草コレジヨは、イエズス会が設置した宣教師育成のための高等教育機関であり、西洋の学問、音楽や美術等の文化、さらには、活版印刷等の技術が導入された先進的な施設と言われています。

この施設は、単にキリスト教布教の拠点としての機能にとどまらず、キリシタン繁栄期において、日本と西洋の文化をつなぐ歴史的価値を有していたものと考えています。

その価値は、学校の教育課程に位置づけられている総合的な学習の時間等の場で、キリスト教文化の学習を通じて児童生徒が自ら学び、視野を世界に向けるための契機となり得るものと認識しております。

このことは、第 4 期熊本県教育振興基本計画の基本目標の一つである世界に羽ばたく志ある人材の育成に資するものであり、今後の学校教育において、自らのふるさとの歴史を学ぶ素材としても、有効に活用し得るものと考えています。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 教育長のほうから今御答弁をいただきましたが、私が言う類いまれな歴史的遺産ではないかということに対しては、どうもそこまでは言ってないような、そういったトーンでの御説明でございました。

ただ、この歴史的価値は認めていただいておりますので、実はこれがこの次の、後の質問につながるようになりますので、聞いといていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

天草のキリシタン文化は、天草地域の重要な観光資源であり、その価値を国内外に発信することは、地域活性化とインバウンド振興に不可欠であると考えます。しかしながら、世界文化遺産登録後も外国人観光客の誘致が思うように進んでいない現状があるように感じています。

こうした中、天草市在住の漫画家高浜寛氏と地元有志の方々が、イタリア&天草新しい友情プロジェクトを立ち上げ、天草とイタリアの歴史的なつながりを生かした新たな取組を開始されました。

このプロジェクトでは、高浜寛さんが潜伏キリシタンをテーマにした漫画を考えたことがきっかけで、イタリアのルッカ大司教区のパオロ・ジュリエッティ大司教とつながりができた結果、今年の 8 月

に天草市と協力してルッカ大司教が関わったキリシタン関連の貴重な資料の展示会が天草で開かれると聞いております。また、9月には、イタリアから25人の巡礼団が天草を訪れるという、大変すばらしい成果が既に生まれております。

バチカンが発表した最新の統計によると、2023年末時点での世界のカトリック信者数は、14億500万人に達しました。この膨大な信者の方々にとって、天草は、潜伏キリシタンという世界でも類を見ない信仰の歴史が息づく特別な地であり、深い精神的価値を持つ巡礼地となり得ます。本プロジェクトが、この潜在的な巨大市場に対し、天草の歴史的、文化的魅力を強力にアピールする絶好の機会となることは間違いがありません。

本プロジェクトでは、高浜寛氏をはじめとする実行委員会が中心となり、天草市立天草キリシタン館での特別展示会——これは巡回展になりますが、の開催、9月上旬のイタリア巡礼団の受入れ、外国人観光客向け環境整備の推進、天草の歴史と文化のストーリー発掘と発信などの活動が計画をされています。

さらには、2028年の世界文化遺産登録10周年に向けて、記念イベントの企画やキリシタン巡礼地としてふさわしい体制確立などにも意欲を持っていると聞いております。

これらの活動は、天草の魅力を世界に発信し、多くの観光客を誘致することで、地域経済の活性化と天草の持続的な発展に大きく寄与するものと期待をされています。

特に、単なる観光ではなく、天草の深い歴史と文化、そして、人々の温かさに触れてもらうことで、リピーターの獲得や天草ファンの増加にもつながる可能性を秘めていると思っております。

一方で、このような大規模かつ国際的なプロジェクトを成功させるためには、民間や市町村の努力だけではなく、熊本県としての積極的な支援が不可欠であると考えます。

そこで、県として、このイタリア&天草新しい友情プロジェクトに対し、どのような認識を持ち、具体的にどのような支援を検討されているのか、協観光文化部長にお伺いをいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) イタリア&天草新しい友情プロジェクトに対する認識と支援についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、天草のキリシタン文化は、キリスト教伝来から禁教政策下へと変遷する独自の文化として世界で類を見ないものとして息づいており、天草地域の重要な観光資源の一つとなっています。

特に、禁教下における仏教、神道という既存宗教との共存や独自に発展してきた信仰の在り方など、カトリック信者はもとより、知的関心層に対してしっかり伝えることで、一層の観光誘客につながるものと認識をしております。

実際に、世界遺産に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の崎津集落への観光客数は、数ある構成遺産の中で、大浦天主堂に次ぐ2番目に多い来場者数を誇っています。

さらに、その崎津集落には、フランスの富裕層向けクルーズ船が令和6年から2年続けて寄港してお

り、欧米などを中心とした乗客からは、美しいロケーションに加え、歴史文化に対する評価も高く、インバウンド客からの注目が今後高まっていくものと確信をしております。

そのような中、議員御紹介のイタリア&天草新しい友情プロジェクトの関係者の方々からは、天草独自のキリシタン文化を背景に、イタリア・バチカンとの交流を深め、インバウンド客の増加につなげていきたいとの抱負を伺っております。

県としても、このプロジェクトの進展により、天草のキリスト教関連遺産の評価や認知度が高まり、欧米などからの誘客につながることを期待しております。

既に、天草市とともに官民連携に向けた協議を始めており、同プロジェクトと連携しながらキリシタン文化のさらなる掘り起こしや誘客コンテンツの造成を進め、国内外にその魅力を発信したいと考えております。

また、プロジェクトの実行委員長である天草在住の漫画家高浜寛さんが現在連載中の作品「獅子と牡丹」は、天草四郎の埋蔵金発掘をめぐる若者の物語です。作品そのものはもちろんのこと、天草の風土、歴史文化などを紹介するコラムも大変魅力的で、コンテンツツーリズム推進の観点からも連携を強化したいと考えているところです。

天草は、雄大な自然や温泉、海産物をはじめとする豊富なグルメ、そして、何よりも独自のキリシタン文化など、魅力的な地域資源、観光資源を有する地域です。今後も、地元自治体、観光関係団体等と連携をしながら、天草の多彩な資源を活用し、国内外からの観光誘客に向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 脇観光文化部長からは、非常に天草のこともしっかりと捉えていただいて、評価をさせていただいて、そして、このプロジェクトと連携をしていくということの答弁をさせていただきまして、ありがとうございます。

実は、天草に対する評価というのは、結構私もいろんな方から聞くんですけども、非常にその潜在的な力はあるんだよということを言われてきているんですが、それがなかなか形として現れないこと、これに対する、何て言うんですかね、もうこのまま埋もれていってしまうんじゃないかという心配が、どうしても私たちには付きまとってしまいます。

この埋もれていってしまうんじゃないかという、こういう思いは、実は高浜寛さんも同じ思いを持っていらっしゃって、この高浜さんのこういった思いが、いわゆるバチカンのルッカ大司教やルッカ大司教の周りの人たちに天草に対しての思いを起こさせてくださったという面がありますので、この事業は、いわゆる民間が本当に自らの力で、天草を思う人たちが集まって事を進めていこうということで、行政が先につくって、それに民間どうぞというのとはまたちょっと違うんですよね。そういった意味では、ぜひ皆さん方が腹を決めてやっていただくことが私大事だと思いますし、木村知事なら私はぜひやっていただけるんじゃないかというふうに思っております。

それと、脇部長の御答弁の中に、コンテンツツーリズムの推進の観点からもという話がございまし

た。実は、このルッカ大司教区というのは、ヨーロッパで40万人が来場するルッカコミックス&ゲームズという国際フェスティバルが毎年行われている都市なんですね。そういったこともあって、高浜寛さんも非常に有名な漫画家でございますので、また、熊本は、『ONE PIECE』も含めてたくさん有名な漫画家の方がいらっしゃいます。2027年か28年、この世界文化遺産登録10年後の記念事業として、こういった漫画をかけ橋とした取組が何かできないかということも、ぜひ考えていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

大阪・関西万博のイタリア・パチカンパビリオンの公式アンバサダーとなっていられる高浜寛さんが、9月3日には、そのパチカンのパビリオンで講演をされることになっております。ぜひ行ける方は行っていただきたいと思います。もし知事も行けるのであれば、ぜひ行って、そこでパチカンの方々との関係をつくっていただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしく願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

地方を元気にする地方創生の取組は、10年以上続いておりますが、多くの地域では、まだまだ厳しい状況に直面をしています。

これまで地方創生では、完全に住む場所を地方に移す移住、定住を特に推し進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、都市に人々が集中するリスクが明らかになり、リモートワークが急速に普及をしたところであります。

こうした変化をきっかけに、二地域居住という新しい暮らし方が注目されています。これは、都市と地方の2か所に家を持ち、定期的に行き来するスタイルです。

国土交通省の2022年の調査では、約700万人もの人が既に二地域居住をしていて、さらに約3割の人が二地域居住に関心を持っていると推計をされています。二地域居住者が将来的に地方へ移住するケースも多いため、地方創生では、この両方を合わせて進めることが大事だと考えられています。

このような時代の変化を受け、2024年11月1日には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律、通称二地域居住促進法という新しい法律が施行されました。

この法律ができた背景には、主に3つの理由があると推察をされております。

1点目は、ライフスタイルや働き方が変わったからです。

リモートワークが普及し、どこでも仕事ができるようになったことで、都市の便利さも地方の自然豊かな暮らしも両方楽しみたいという人が増えてまいりました。完全な移住はハードルが高いと感じる人にとって、二地域居住は、お試し居住や気軽に地方に関わる方法としての関心を集めています。

2点目が、地方を元気にする関係人口が重要だということでもあります。

地方は人口減少や高齢化が進み、移住者だけでは問題解決が難しくなっていました。そこで、二地域居住者のように、地域に住んでいなくても、訪れたり、買物したり、時には地域の活動に参加したりと、地域と多様に関わる関係人口を増やすことが重要となりました。これは、都市への人口集中を和らげる狙いもあります。

3点目が、二地域居住のための支援が必要だからということが分かったからであります。

二地域居住をしたいと思っても、賃貸不動産の不足や空き家活用が困難など、地方での住まいのことや仕事の両立、地域の人たちとの交流といった点でも困ることが多くありました。これまでの法律や制度では、移住への支援が中心で、二地域居住に特化した支援が不足していたのが分かったところであります。

新しい二地域居住促進法では、地方に関わりたい人たちがもっとスムーズに二地域居住を始められるよう、以下のような仕組みがつくられました。

法律では、二地域居住という暮らし方を正式に定義をし、各市町村が地域に合った二地域居住の進め方、いわゆる特定居住促進計画を考え、実行できるようになりました。加えて、NPO法人や民間企業が特定居住支援法人として認定され、二地域居住希望者の住まい探しや仕事の相談、地域での交流などをまとめてサポートする法人として指定をされることができるようになりました。

これにより、二地域居住をしたい人が、より気軽に地方に拠点を持ち、地域とのつながりを持てる環境が整いました。

二地域居住を進める主役は、直接支援を行う市町村です。しかし、都道府県も重要な役割を担います。都道府県は、市町村が計画を立てる支援を行ったり、また、県全体で二地域居住をスムーズに進めるため、複数の市町村間の連携を促したり、広域的な調整をしたりする役割を担います。つまり、都道府県は、市町村の頼れる兄貴分として、県全体の二地域居住を後押ししていくことが求められているのです。

今年の1月14日、天草で地域未来創造会議が開かれました。この会議には、木村知事をはじめ、馬場天草市長、堀江上天草市長、山崎苓北町長が参加し、天草地域の将来について深く話し合いを行いました。

会議の中で、天草2市1町が共通して抱える課題は、少子化で子供の数が減り、さらに若い世代が都市部に流出していることで地域の活力が失われていることだと確認をされました。

この厳しい現状を改善するため、これまでの移住、定住を促すだけでなく、二地域居住の推進にも力を入れていきたいという意向が2市1町から表明をされました。これは、天草の未来に向けた新しい一歩と言えるのではないかと考えております。

ここでお尋ねです。

この未来創造会議での議論を踏まえ、県としてどのように対応していくのか、富永企画振興部長から御答弁をお願いいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 二地域居住は、地方での豊かな自然、田舎暮らし、教育環境、ふるさと回帰等に応え、都市との関わりも副次的に残すという、言わば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方であり、例えば、地方出身の都市住民が生まれ育った地方暮らしを子供にも経験させたい場合など、多様なライフスタイルを実現する手段となります。

本県では、令和3年4月に庁内に移住定住推進本部を設置し、全庁を挙げて移住、定住の推進に取り

組んでいます。

今年度は、御質問のあった二地域居住を含む本県との多様な関係を構築するための取組の推進など、3つの重点ポイントを定め、強力に取組を進めています。

特に、天草地域においては、地域未来創造会議での議論を踏まえ、豊かな自然を有する同地域の魅力を生かし、積極的に取組を進めることとしています。

急速な人口減少が進む中であって、地域コミュニティの新たな担い手の確保など、地域課題解決や経済活性化に寄与するものとして、議員御紹介のとおり、国は、昨年11月に広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律を施行し、二地域居住による人の流れの創出、拡大を推進しています。

同法では、住民を受け入れる市町村において、地域の実情に沿った施策を行うための特定居住推進計画を策定し、それと連携する形で、県において、広域的な支援を行うための広域活性化計画を策定することとされています。

昨年度、県内全市町村を対象に実施した意向調査の結果、天草地域は、特定居住促進計画を策定予定との意向を確認しています。

天草地域では、豊かな自然環境の中、ワーケーションや保育園留学という形で、複数の拠点で生活する方々をこれまでも受け入れられており、二地域居住の素地があるものと考えています。

県としましては、天草地域をはじめとして、取り組む意向のある市町村の特定居住促進計画の策定を支援するとともに、県全体の広域活性化計画の策定に向けた検討を進めるなど、地域の強みを生かした二地域居住を推進してまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 富永部長からは、県としてしっかりと進めていくということ、また、天草地域のことも見ていくということで御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この二地域居住の促進法、これはですね、この法律をつくったのは、実は国土交通省がつくったというのは大きいんですね。ということは、これはハード関係の予算を持っているということなんですよ。ですから、この二地域居住をやろうとしたときに、ハード関係の整備をしようとしたときの予算のメニューは、これから多分出てくると思うんです。ですから、そういうのをしっかりと使っていただくということは大事だというふうに思いますので、ぜひ、地域の皆さん方と確認をしながら、そういったのも進めていただきたいと思います。

それともう1つ、ここで、この法律で先ほど述べましたが、もう1つ大きなことは、実は、これを自治体が民間事業者と連携を取って、それを特定居住支援法人として正式に民間の事業体と一緒にやるということが法律上認められたということなんですね。

ですから、例えば、木村知事もやられておりましたが、島根県庁のときに関わられた島根県の隠岐の島の海士町の隠岐の島町地域人材づくり協同組合、この協同組合であつたりとか、あとは株式会社おて

つたびというのがあるんですね。これは、地方の人材不足に悩む農家や旅館などで働きながら旅を楽しみたい人をあっせんます。そして、旅人は、お手伝いをそこでやって、報酬や宿泊場所を得て、旅費を抑えながらその地域の文化や人々と深く交流をする、で、地域活性化に貢献する、双方にメリットのある取組ということを事業化している株式会社おてつたびという会社もあります。

また、単なる宿泊だけではなくて、長期滞在や多拠点生活を目的とした、全国にある空き家をリノベーションした一軒家やシェアハウス、提携ホテルなどを、家具、家電、Wi-Fi完備で、手ぶらで移動しながら生活が可能な宿を月額定額制で、日本全国の提供物件に住み放題になる多拠点生活プラットフォームをつくっている株式会社アドレス、こういった会社があるんですね。

やっぱりこういう民間のノウハウをしっかりと取り入れながらやっていくということが——もう成果を出している地域もありますので、そういったところは県としてもしっかりと調査をして、市町村にアドバイスしながらやっていただくことをお願いしたいと思っております。

以上で私が用意をしておりました質問は全て終了いたしました。

久々の質問になりました、私自身、大体もともと早口だったんですが、早口で大変お聞き苦しいこともあったというふうに思います。皆さん方の御協力に心から感謝をして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)